

白石市告示第

号

一般廃棄物の処理計画

白石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年条例第4号）第2条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので告示する。

平成24年4月1日

白石市長 風 間 康 静

1. 計画の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
2. 計画処理区分 白石市内全域
3. 廃棄物の発生量及び計画処理量

	収 集 量	持ち込み量	計
可燃ごみ	8, 9 7 5 t	3 6 2 t	9, 3 3 7 t
不燃ごみ	5 7 4 t	1 4 t	5 8 8 t
資源ごみ	2, 1 6 5 t	9 t	2, 1 7 4 t
粗大ごみ	7 9 t	8 7 t	1 6 6 t
合 計	1 1, 7 9 3 t	4 7 2 t	1 2, 2 6 5 t

焼 却 量		9, 3 3 7 t
資 源 化 量		2, 2 9 7 t
埋 立 て 量	不燃ごみ	4 5 2 t
	粗大ごみ	1 4 6 t
	資源ごみ残渣	3 3 t
	計	6 3 1 t
合 計		1 2, 2 6 5 t

4. ごみ処理施設の概要

(1) 焼却施設

施設名

角田衛生センター

所在地

角田市枝野字北大坊90

炉型式

全連続燃焼式

能 力

120 t／24 h

(2) 破碎施設

施設名

仙南リサイクルセンター

所在地

蔵王町大字平沢字新並124-104

炉型式

横型回転せん断衝撃式破碎機

能 力

50 t／5 h

5. ごみの収集及び搬出方法

(1) 一般家庭ごみ

①もやせるごみ

収集日は、地域別に定めて週2回、市街地は、週3回収集する。市民は、市の指定した袋に入れ、口元をしっかりと結んで収集指定日の朝（8時30分まで）に出す。

なお、収集日が祝日・休日等と重なる場合には、収集しない。

福岡蔵本、長袋（岩ノ上、滝下、尾篭、山根、山の下、沖の6自治会）地域をモデル地区として生ごみのみを収集し、白石市生ごみ資源化事業所に搬入する。なお、厨芥類は水分をよく切ってから出す。また、市民は、生ごみのみを白石市生ごみ資源化事業所に直接搬入することができる。

②もやせないごみ（燃焼不適物を含む）

月1回収集指定日に収集する。市民は、市の指定した袋に入れ、口元をしっかりと結んで収集指定日の朝（8時30分まで）に出す。なお、収集日が祝日・休日等と重なる場合には、収集指定曜日を変更して収集する場合がある。

③資源ごみ

月1回（ただし、びん・缶は月1～2回、紙類は週1回）収集指定日に収集する。市民は、市の指定した袋に入れ、口元をしっかりと結んで収集指定日の朝（8時30分まで）に出す。空き缶やびん、ペットボトルはキャップを取り、水洗いしてから指定袋に入れる。びんは3種類（無色・透明、茶色、その他のびん）に分け、指定袋に入れて出す。

紙類（新聞紙、雑誌・本、ダンボール、紙パック、衣類類）は、十文字にひもとじをする（雨や雪で濡れるおそれがある場合は、指定袋に入れて出す）。また、雑紙類は資源ごみ袋か紙袋に入れて出す。

④市が設置した資源ごみ専用集積所（中央公民館・いきいきプラザの2箇所、毎週日曜日午前9時から12時まで、年末年始は休み）においては、家庭から出る資源ごみ（びん、ペットボトル、紙類、缶）を回収する。

⑤ごみは、市が指定した自治会管理の集積所へ自治会の了承を得て搬出する。

⑥収集日等の確認は、市広報に掲載された指定収集日に基づく。詳細な分別方法等は、「ごみの分け方と出し方平成23年度～」等を参照し、不明な点は担当課に問い合わせをする。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生ずる一般廃棄物については自己処理を原則とするが、自己処理が困難な場合には、自ら直接角田衛生センター又は仙南リサイクルセンターに搬入するか又は一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）に依頼する。また、生ごみについては白石市生ごみ資源化事業所に直接搬入するか又は許可業者に依頼する。

(3) 粗大ごみ

自ら直接搬入するか又は許可業者に依頼して処理する。直接搬入する場合は、角田衛生センター又は仙南リサイクルセンターに連絡の上で、その指示に従う。

(4) 動物の死体

犬・猫等の死体で飼い主が自ら処分することができない場合は、直接角田衛生センターに各自搬送する。飼い主が不明で届け出のあったものについては、生活環境課に連絡の上で、その指示に従う。

(5) 適正処理困難物

ピアノ、コンクリート、大型バイク、塗料、バッテリー、ガスボンベ、農器具等は市で適正な処理をすることが困難なため収集しない。処理については、それぞれの買い替え時に販売店に引取を依頼するか専門店並びに処理業者と相談し、その指示に従う。

(6) 使用済乾電池（ボタン電池、充電式電池除く）

市が指定した集積所の乾電池専用収集缶から、随時収集する。

(7) 多量のごみ

一度に多量のごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）を出す場合やごみ収集車に入らない大きさのごみを出す場合は、角田衛生センター又は仙南リサイクルセンターに連絡の上、直接搬入するか又は許可業者に依頼して処理する。

6. ごみの処分方法

(1) もやせるごみ

角田衛生センターの焼却施設で焼却処分する。焼却残渣は仙南最終処分場で埋立て処分する。

(2) もやせないごみ（燃焼不適物を含む）、資源ごみ

鉄・アルミ・びん・ペットボトル・紙類等の有価物を資源回収した後、残渣物を破碎し、仙南最終処分場で埋立て処分する。

(3) 粗大ごみ

もやせるごみ・もやせないごみに分別の上、もやせるごみは焼却し、不燃ごみは破碎し埋立て処分する。

(4) 動物の死体

角田衛生センターで焼却した後、埋葬処分する。

(5) 使用済乾電池

仙南リサイクルセンターで保管する。（ボタン型、充電式電池除く）

7. し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

(1) し 尿	7, 6 4 9キロリットル
(2) 浄化槽汚泥	3, 6 0 1キロリットル
	1 1, 2 5 0キロリットル

8. し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

し尿については、市民が直接し尿収集運搬の許可業者に申し込む。また、浄化槽汚泥については、浄化槽清掃業者（許可業者）に申し込んで汲み取る。

9. し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名 仙南地域広域行政事務組合角田衛生センター第1事業所
所在地 角田市枝野字北大坊90
炉型式 攪拌遠心分離式
高負荷処理方式+高度処理
処理能力 68キロリットル/日

施設名 仙南地域広域行政事務組合柴田衛生センター
所在地 柴田町大字成田字待江151
炉型式 高濃度二段活性汚泥法+高度処理
処理能力 110キロリットル/日

平成25年度角田市一般廃棄物処理実施計画

I 一般廃棄物処理の基本事項

- 1 処 理 区 域 角田市全域
- 2 計 画 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 処理計画量

(1) ごみ

種 別	平成24年度処理見込み量	平成25年度処理計画量
可 燃 ご み	7, 6 4 0 t	7, 2 8 0 t
資 源 ご み	2, 1 7 6 t	2, 2 0 0 t
不 燃 ご み	3 3 2 t	2 5 0 t
粗 大 ご み	6 4 t	6 0 t
計	1 0, 2 1 2 t	9, 7 9 0 t

(2) 小動物の死体

区 分	平成24年度処理見込み量	平成25年度処理計画量
犬、猫等の小動物の死体処理	9 5 2 件	9 5 0 件
うち道路等に遺棄された飼主が不明な犬、猫等の小動物の死体処理	5 1 3 件	5 1 0 件

(3) し尿、浄化槽汚泥

種 別	平成24年度処理見込み量	平成25年度処理計画量
し 尿	5, 7 2 0 m ³	5, 7 0 0 m ³
浄化槽汚泥	6, 5 7 0 m ³	6, 6 0 0 m ³
計	1 2, 2 9 0 m ³	1 2, 3 0 0 m ³

II 角田市が行う一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物の排出抑制の促進の方策

項 目	概 要
マイバック持参運動及び 過剰包装自粛運動の推進	市民や事業者のごみ減量に対する意識の高揚のため、各種市民団体や事業者団体と協力連携して、マイバック持参運動や過剰包装自粛運動を推進する。そのため、各種市民団体への具体的取り組みの支援や啓発のための広報活動を行う。

市内一斉クリーン作戦	市民総ぐるみで空き缶・空き瓶等の不法投棄ごみの一掃に努めるとともに、環境美化意識の高揚を図りながら回収ごみの資源化に資するため、年2回実施する。
市民環境学習会	親子又は地域、グループが一緒になって、ごみ処理施設等の見学会をとおり、ごみの減量化、資源化及び再利用化等の意識と物を大切にする心を育むこととともに、環境基本計画について学習する。
環境学習会出前講座	環境衛生組合をはじめ各種団体と連携して、それらの団体にごみの減量化及び資源化促進のための学習会の開催を呼びかけ、講師を派遣する。
集団資源回収の促進	ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、市民団体等が実施する集団資源回収事業に対し情報提供等を行い、市民の循環型社会形成への意識啓発を図る。
資源ごみ専用集積所（ストックヤード）開設事業	資源ごみのステーション回収を補完するとともに指定日に集積所へ排出できない市民のために、毎週日曜日に資源ごみ専用集積所（ストックヤード）を開設し、市民の循環型社会形成への意識啓発とごみ分別の徹底を図る。
紙類の資源化促進	毎週又は隔週の土曜日を「紙資源の日」として、紙類を燃やせるごみに混入しないよう呼びかけ、市民の循環型社会形成への意識啓発と燃やせるごみの減量化を図る。
生ごみ減量モニター事業	「生ごみ水切りモニター」を募集し、家庭から出た「生ごみ」について水切り器具を使い、どのくらい減量の効果があるのか検証するとともに、家庭で手軽にできる生ごみの減量化を普及・推進する。

2 排出方法及び種類別収集、搬入方法

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系ごみを排出するにあたっては、次表のとおり分別し、市が決める日を守って、居住する行政区等で決められた集積所へ排出すること。また、集積所を利用する者は、当該場所を清掃するなど清潔に保つよう努めること。

紙布類以外は、指定（仙南地域広域行政事務組合）されたごみ袋を使用し、紙布類は十字にひもとじすること。

また、指定された袋の所定の欄に排出者が特定できる記号等を記入するように努めること。

	ごみの種類			指定袋等
可燃ごみ	食事の食べ残り(水切りを十分に)、野菜くず、タバコの吸殻、靴類、木の葉、木枝(小枝)、ゴム、貝類、汚れた紙くず、衣類(綿50%以上の製品を除く。)、敷物、座布団、紙オムツ等燃えるもの、果物類、マット、ビニールホース等、ビデオテープ等、ペットの砂など			燃やせるごみ袋 黄色 L・M・S・SS
資源ごみ	びん類	ガラス製の容器(ビン) (農薬の空きビンは除く。)	無色透明	資源ごみ袋 赤色 L・M・S・SS
			茶色	
			その他の色	
	缶類	・飲料水等の空き缶、缶詰の空き缶、アルミ製鍋類、スプレー缶 (必ず穴を開け、中身が無いことを確認する。)		
	プラスチック容器包装類	シャンプー容器、カップ麺の容器、洗剤等の容器、菓子袋、歯磨きチューブ、食品トレイ、発砲スチロール など		
	プラスチックその他類	タッパー類、ざる、プランター類、CDディスク等 ビデオケース等、ハンガー、くずかご など		
	ペットボトル類	飲料水、酒、しょう油類等のペットボトル など		紙ひも等で 十字縛り (雑紙は資源ごみ袋可)
	紙・布類	・牛乳等の紙パック ・段ボール ・新聞紙 ・週刊誌等の雑誌類 ・衣服、雑布類(共に綿50%以上) (防水加工服、ビニール系、毛糸服、毛布類は除く。) ・菓子箱、ティッシュ箱、事務用紙等の雑紙		
不燃ごみ	資源ごみとして回収できない陶器類、一斗缶、魔法瓶、包丁、鎌、板ガラス(少量)、洋傘、小型電気製品(小型ラジカセ、アイロン等)、金属製の玩具、アルミ以外の鍋類、蛍光灯、ライター等			燃やせないごみ袋 黄色 L・M・S・SS
その他	・乾電池			回収ボックス(市役所・市民センター・各自治センター)

(2) 家庭系ごみ収集日

収 集 地 区	燃やせ るごみ	燃やせ ないごみ	資 源 ご み					
			缶 類	容器包装 プラス チック類	そ の 他 プラス チック類	ペット ボトル	びん類	紙 類
角田(豊室を除く) 横 倉 桜1区	毎 週 火・金曜日	毎 月 第 2 水 曜 日	毎 月 第1・3 月 曜 日	毎 週 火 曜 日	毎 月 第2・4 月 曜 日	毎 月 第1・3 木 曜 日	毎 月 第2・4 木 曜 日	毎 週 土 曜 日
豊室・小田 枝野・藤尾 東根(西小坂を除く)	毎 週 月・木曜日	毎 月 第 1 水 曜 日	毎 月 第 1 水 曜 日	毎 週 金 曜 日	毎 月 第 1 金 曜 日	毎 月 第 2 金 曜 日	毎 月 第 3 水 曜 日	毎 月 第1・3 土 曜 日
西小坂 桜(2区~8区) 北郷・西根	毎 週 月・木曜日	毎 月 第 3 水 曜 日	毎 月 第 3 水 曜 日	毎 週 金 曜 日	毎 月 第 3 金 曜 日	毎 月 第 4 金 曜 日	毎 月 第 1 水 曜 日	毎 月 第2・4 土 曜 日

(3) 家庭系粗大ごみ

下表のとおり分別し、仙南地域広域行政事務組合角田衛生センター及び同仙南リサイクルセンターに直接搬入すること。直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。

区 分	粗 大 ご み の 種 類	出 し 方
可燃性のもの (角田衛生センター)	畳、布団、絨毯類、木製家具など	直接搬入 (有料) 許可業者 (有料)
不燃性のもの (仙南リサイクルセンター)	木製以外の机・椅子などの金属家具、電気掃除機、扇風機、電気釜などの家電製品(家電リサイクル法に該当する物を除く。)、ストーブ、オルガン、自転車、タイヤなど	

(4) 家電リサイクル法該当 6 品目 (ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)

購入又は買い換える際の家電販売店に回収を依頼すること。依頼できない場合は、家電リサイクル法に係る諸手続き後、直接指定引取所に搬入するか、一般廃棄物処理許可業者に依頼すること。

(5) 家庭用パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーとの諸手続き後、郵便局に回収を依頼すること。

平成 15 年 9 月 30 日までに購入したもの (有料)

平成 15 年 10 月 1 日以降購入したもの (無料)

(6) 多量のごみ (家庭系ごみ)

災害及び引っ越し等一時的に多量のごみを排出する場合やごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合の処理方法 (分別は、(1) と同じ。)

○ 可燃ごみ～角田衛生センターに連絡のうえ、直接搬入する。(有料)

○ 資源ごみ～仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入する。(有料)

又は、資源ごみ専用集積所の開設時に直接搬入する。ただし、プラスチック類、ペットボトル類を除く。(無料)

○ 不燃ごみ～仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入する。(有料)

○ 粗大ごみ

1) 可燃性～角田衛生センターに連絡のうえ、直接搬入する。(有料)

2) 不燃性～仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入する。(有料)

ただし、直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。

(7) 事業活動に伴って生じるごみ（産業廃棄物を除く。）

処理責任は事業者であり、自ら処理することを原則とし、仙南地域広域行政事務組合角田衛生センター及び同仙南リサイクルセンターに直接搬入すること。直接搬入が困難な人は、一般廃棄物処理許可業者に依頼し処理すること。直接搬入するごみの区分は、(6) 多量のごみの処理と同様とする（モミガラについては、角田市農業の館に搬入することができる。）。

(8) 排出禁止物

区 分	内 容	適 用 品 目 の 例
感染性のあるもの	医療機関から排出される感染性一般廃棄物	・血液の付着したガーゼ、包帯等 ・手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害・毒性の強い物質を含むもの	・昭和 47 年 8 月までに製造されたエアコン、テレビ、電子レンジ等に含まれる PCB を使用する部品 ・バッテリー ・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの
危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	・火薬類（花火を含む。） ・ガスボンベ
引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	・塗料、溶剤及び灯油類など ・燃えがらや残焼物
処理困難のもの		・タイヤ（乗用車、オートバイ、自転車以外のもの） ・自動車、オートバイ等 ・消火器 ・ピアノ ・小売業者又は製造業者に引き渡し義務のある廃家電 6 品目、家庭用パソコン

処分については、購入店または取り扱い専門業者に依頼し、処理すること。

(9) 犬、猫等の死体

角田衛生センターに連絡のうえ、直接搬入すること。（有料）

(10) し尿・浄化槽汚泥

○し 尿 ～ 一般廃棄物処理業者に依頼し、処理すること。（有料）

○浄化槽汚泥 ～ 一般廃棄物処理業者に依頼し、処理すること。（有料）

(1) 処理施設

・角田衛生センター（可燃ごみの中間処理施設及びし尿・浄化槽汚泥処理施設）

・仙南リサイクルセンター（資源・不燃・粗大ごみの中間処理施設）

・仙南最終処分場（焼却灰・残渣物等の最終処分施設）

・角田市農業の館（モミガラ処理）

角田市佐倉字中島 111 番地 4

(2) 处理方法

○可燃ごみ ～ 角田衛生センターで中間処理する。

○資 源 ご み ～ 仙南リサイクルセンターで中間処理する。

(紙類のみ古紙業者において処理する。)

○不燃ごみ ～ 仙南リサイクルセンターで中間処理する。

(仙南リサイクルセンターで処理できないものについては、処理可能業者に依頼し処分するもの)

○粗 大 ご み

1) 可燃性 ～ 角田衛生センターで中間処理する。

2) 不燃性 ～ 仙南リサイクルセンターで中間処理する。

(仙南リサイクルセンターで処理できないものについては、処理可能業者に依頼し処分するもの)

○し尿・浄化槽汚泥　～ 角田衛生センターで中間処理する。

○ 残渣物等 ～ 角田衛生センター(中間処理施設)の残渣物(焼却灰)については、仙南最終処分場で埋立処理する。

○犬・猫等死体 ～ 角田衛生センターで焼却処理する。 (有料)

飼い主不明のものについては、土地等の管理者と市が協議のうえ、角田衛生センターで焼却処理する。

○不法投棄ごみ ～ 角田警察署と協議のうえ、土地の管理者又は市がそれぞれの処理施設へ搬入し処理する。

○モミガラ ～ モミガラと家畜（牛・豚）糞尿を合わせて堆肥化を図る。

(但し、家畜糞尿は、角田市農業の館の施設使用登録を受け、角田市農業の館の施設利用許可を受けた市内の畜産農家のものに限る。)

4 一般廃棄物処理許可業者

別表のとおり

蔵王町一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び蔵王町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和58年条例第10号）第2条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので告示する。

平成25年 4月 1日

蔵王町長 村上英人

1. 計画の目的

この計画は廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・収集・運搬・再生・処分等の処理をし、環境美化に努め生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

3. 収集計画区域

蔵王町内全域とする。

4. 【ごみ及び資源物編】

1. ごみ及び資源物の排出計画

(1) 家庭系ごみ及び事業系ごみの排出計画（委託分）

（単位：t、%）

年度 種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比
可燃ごみ	2,760	98.7	2,694	97.6	2,637	97.9
資源ごみ	326	108.7	329	100.9	332	100.9
不燃ごみ	121	108.0	111	91.7	98	88.3
粗大ごみ	0		0		0	
計	3,207	100.0	3,134	97.7	3,067	97.9

(2) 直接搬入ごみの排出計画（許可及び一般持込）

（単位：t、%）

年度 種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比
可燃ごみ	580	98.5	565	97.4	552	97.7
資源ごみ	30	115.4	32	106.7	34	106.3
不燃ごみ	26	96.3	22	84.6	18	81.8
粗大ごみ	32	82.1	32	100.0	32	100.0
計	668	98.1	651	97.5	636	97.7

(3) 資源物の排出計画

(単位：t、%)

年度 種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比
新聞紙・段ボール・飲料用紙パック・雑誌・雑紙・衣服	457	102.7	468	102.4	480	102.6
計	457	102.7	468	102.4	480	102.6

※平成24年度・平成25年度は見込み数値

2 ごみの処理主体

(1) 収集運搬

ア. 家庭系ごみは、委託とする。

(ア) 可燃ごみ

(イ) 資源ごみ（紙・布類、缶類、ペットボトル、びん類、容器包装プラスチック、その他のプラスチック）

(ウ) 資源物（新聞紙、段ボール、飲料用紙パック、雑誌類、雑紙類、衣服類）

イ. 粗大ごみは、直接搬入か町許可業者とする。

ウ. 一時多量のごみは、直接搬入か町許可業者とする。

エ. 事業系ごみは、委託および排出者直接搬入か町許可業者とする。

ごみ処理量が年々減少している状況にあり、現在の許可業者で十分に適正処理を行うため、新規の許可については慎重に検討する。

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア. 分別排出の徹底

ごみの出し方と分け方の冊子を各家庭に配布するとともに、出前講座やごみ処理施設見学等において、ごみの出し方のマナーを指導することで、資源ごみ及び資源物の分別排出の徹底を図る。

イ. ごみ減量化の徹底

ごみの減量化を図るため生ごみ処理容器を斡旋し、電気式生ごみ処理機・コンポスト化容器・密閉式ビニール容器等の購入に対し、助成金を交付する。

ウ. 資源回収事業

毎月第3日曜日をリサイクルの日と定めて、古紙等（新聞紙・段ボール・飲料用紙パック・雑誌・雑紙類・布類）を行政区毎に回収し、行政区毎に回収量に応じて助成金を交付する。

4 収集及び搬入

(1) 分別収集

指定されたごみ袋を使用し、下表により分別収集する。

ごみの種類		指定袋
可燃ごみ	生ごみ（水切りしたもの）、食用油（新聞紙にしみ込ませるか凝固剤で固めて出すこと）、紙おむつ（汚物は取り除く）、衣服類（防水加工・ビニール系・毛糸・皮革）、たばこの吸殻・花火（水に浸してから出すこと）、ペット用の砂、アルミ箔、木製小物・プラスチック製おもちゃ・ぬいぐるみ、ビデオテープ・カセットテープ・フロッピーディスク、ゴム・合成皮革製品、落ち葉・枯葉・剪定枝・刈り草（乾燥させて出すこと）、ペットの砂等	高密度ポリエチレン製 「もやせるごみ袋」 (黄色袋黒文字) ※有料化指定ごみ袋
資源ごみ	紙・布類 新聞紙、段ボール、飲料用紙パック、雑誌、衣服類（綿50%以上のもの） ※上記のものは紙ひも等で縛って出すこと 雑紙類 ※資源ごみ袋の入れて出すこと	十文字ひもとじ・ 低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 (透明袋赤文字)
	缶類 アルミ・スチール製缶、菓子缶、缶詰缶、スプレー缶（穴を開けること）、アルミ製なべ等 ※全て水洗いすること	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 (透明袋赤文字)
	ペットボトル 「PET1」のみ ※全て水洗いをし、キャップは取り外すこと	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 (透明袋赤文字)
	びん類 無色透明びん、茶色びん、その他のびんの3種類に分別する。 ※全て水洗いをし、キャップは取り外すこと	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 (透明袋赤文字)
	容器包装プラスチック 「プラマーク」表示があるもの カップ・パック類、包装類、袋類、キャップ・ふた類、トレイ類、チューブ類、ボトル類、発泡スチロール類 ※中身を使い切り、水洗い等で汚れを落としてから出すこと。	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 (透明袋赤文字)
	その他のプラスチック 「40cm四方以内で硬質材のもの」 バケツ・洗面器、プランター、保存容器、CD・MD・DVD等	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 (透明袋赤文字)
不燃ごみ	小型家電製品（炊飯器、ポット、アイロン等）、金属（アルミ製以外の鍋・やかん、金属製のおもちゃ等）、陶磁器（茶わん、植木鉢等）、電球・蛍光灯、ライター（使い切り、水でぬらして出すこと）、ガラス・刃物類（新聞紙等で包み、「キケン」表示をして出すこと）等	低密度ポリエチレン製 「もやせないごみ袋」 (黄色袋黒文字) ※有料化指定ごみ袋

(2) 収集日等

別表に定める地域毎に収集する。

次の委託業者で収集運搬する。

名 称：有限会社 ザオウ清掃

所在地：蔵王町大字円田字高木 1 1 番地 1

電 話：0 2 2 4 （ 3 3 ） 3 0 2 3

(3) 粗大ごみの処理

自ら適切に処理することを原則とし、角田衛生センターまたは仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、下表により分別し、各センターの指示に従い直接搬入する。

直接搬入が困難な者は、町許可業者に依頼し処理する。

区 分	種 類	出し方
可 燃 性 粗 大 ご み (角 田 衛 生 セ ン タ ー) 0224-63-2140	木製の家具（机、イス等）、畳、 布団、マットレス、カーペット、 ジュタン、カーテン等	直接搬入か町 許可業者に依 頼する。
不 燃 性 粗 大 ご み (仙 南 リ サ イ ク ル セ ン タ ー) 0224-33-2225	家具類（木製以外）、オルガン、 家電品（家電リサイクル法対象機 器を除く）、ストーブ（灯油と乾 電池は抜くこと）、大型の遊具 （金属製）、50cc 未満のバイク、 自転車、タイヤ（乗用車用）等	

※処理できないもの

危険物及び有害物質（消火器、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬、燃料、廃油、塗料等の引火性の強いもの）、建築廃材（ブロック、ガラス、柱、鉄骨、外壁材等）、医療系廃棄物、ピアノ、農機具類、50cc を超えるオートバイ、風呂釜、自動車部品、バッテリー、耐火金庫等

(4) 多量のごみの処理

災害及び引っ越し等で一時的に多量のごみを排出する場合や、ごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合

区 分	処 理 方 法
可 燃 ご み (可 燃 性 粗 大 ご み)	角田衛生センターに連絡のうえ、直接搬入するか、 町許可業者に依頼する。（有料）
資 源 ご み	仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入す るか、町許可業者に依頼する。（有料）
不 燃 ご み (不 燃 性 粗 大 ご み)	仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入す るか、町許可業者に依頼する。（有料）

(5) 事業活動に伴って生じるごみ

事業者自ら適正に処理することを原則とし、これにより難しい場合は町の許可業者に委託するか、条例に基づき町に届けることにより処理を委託すること。

（有料）

5. 【し尿及び浄化槽汚泥編】

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画

(単位：kℓ、%)

年度 種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比
し尿	2,419	95.0	2,291	94.7	2,222	97.0
浄化槽汚泥	2,050	95.0	2,073	101.1	2,073	100.0
計	4,469	95.0	4,364	97.7	4,295	98.4

※平成24年度・平成25年度は見込み数値

2 生活排水処理計画

(1) 処理の目標

生活排水処理計画に基づき、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進する。

- ア. 計画処理人口 13,096人 (基準日：平成24年3月31日)
- イ. 下水道供用開始人口 6,200人
- ウ. 水洗化人口 9,399人 (公共下水道人口 5,455人)
(合併浄化槽人口 3,944人)
(農集排水処理人口 0人)
- エ. 非水洗化人口 3,697人 (単独浄化槽人口 968人)
(し尿収集人口 2,729人)
- オ. 水洗化率 71.8%

(2) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

- ア. 収集人口 7,641人
- イ. 収集区域 蔵王町内全域
- ウ. 収集運搬

し尿の許可業者は、有限会社ザオウ清掃の1業者とする。

浄化槽汚泥の許可業者は、有限会社ザオウ清掃、株式会社県南衛生工業、東北環境整備株式会社、協業組合仙南環境公社、株式会社青葉環境保全、株式会社仙南技研浄化槽維持管理センター、有限会社仙南産業、株式会社宮城日化サービス、有限会社宮城総合エンジニアの9業者とする。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量が年々減少している状況にあり、現在の委託及び許可業者で十分に適正処理を行えるため、新規の許可は行わない。

(3) し尿

次の町許可業者で収集運搬する。

名 称：有限会社 ザオウ清掃

所在地：蔵王町大字円田字高木11番地1

電 話：0224(33)3023

(4) 浄化槽汚泥

次の町許可業者で収集運搬する。

①名 称：有限会社 ザオウ清掃

所在地：宮城県刈田郡蔵王町大字円田字高木11番地1

電 話：0224(33)3023

②名 称：株式会社 県南衛生工業

所在地：宮城県柴田郡村田町大字足立字稻荷山44番地

電 話：0224(83)4319

③名 称：東北環境整備 株式会社

所在地：宮城県仙台市青葉区水の森3丁目41番6号

電 話：022(278)1684

④名 称：協業組合 仙南環境公社

所在地：宮城県白石市八宮字弥治郎南82番地1

電 話：0224(25)1011

⑤名 称：株式会社 青葉環境保全

所在地：宮城県仙台市若林区蒲町19番1号

電 話：022(286)3161

⑥名 称：株式会社 仙南技研浄化槽維持管理センター

所在地：宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬字土手下72番地

電 話：0224(53)0860

⑦名 称：有限会社 仙南産業

所在地：宮城県柴田郡大河原町字東新町8番地7

電 話：0224(52)3218

⑧名 称：株式会社 宮城日化サービス

所在地：宮城県仙台市川平1丁目5番30号

電 話：022(278)2087

⑨名 称：有限会社 宮城総合エンジニア

所在地：宮城県柴田郡大河原町字新南69番地4

電 話：0224(52)1525

6. 処理方法

区 分	処 理 方 法
可 燃 ご み	角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分
資 源 ご み	仙南リサイクルセンター及び再生処理施設で中間処理。 仙南リサイクルセンターの可燃性残渣は角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。 仙南リサイクルセンターの不燃性残渣は仙南最終処分場に埋立処分。
不 燃 ご み	仙南リサイクルセンターで中間処理。 可燃性残渣は角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。 不燃性残渣は仙南最終処分場に埋立処分。
可 燃 性 粗 大 ご み	角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分
不 燃 性 粗 大 ご み	仙南リサイクルセンターで中間処理。 可燃性残渣は角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。 不燃性残渣は仙南最終処分場に埋立処分。
し 尿 ・ 浄 化 槽 汚 泥	柴田衛生センター及び再生処理施設で中間処理
犬 ・ 猫 等 死 体	環境衛生上支障のない埋葬及び火葬（角田衛生センター）等により自ら処理する。
家 電 リ サ イ ク ル	廃家電6品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、小売店等により自ら処理する。

7. 仙南地域広域行政事務組合処理施設の概要

1 可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）処理施設	
施 設 名	角田衛生センター
所 在 地	宮城県角田市枝野字北大坊 9 0 番地
電 話	0 2 2 4 （ 6 3 ） 2 1 4 0
2 資源ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）処理施設	
施 設 名	仙南リサイクルセンター
所 在 地	宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字新並 1 2 4 番地 1 0 4
電 話	0 2 2 4 （ 3 3 ） 2 2 2 5
3 最終処分場	
施 設 名	仙南最終処分場
所 在 地	宮城県白石市鷹巣字黒岩下 7 番地 1
電 話	0 2 2 4 （ 2 4 ） 2 1 3 1
4 し尿・浄化槽汚泥処理施設	
施 設 名	柴田衛生センター
所 在 地	宮城県柴田郡柴田町大字成田字待江 1 5 1 番地
電 話	0 2 2 4 （ 5 6 ） 3 7 3 4

別表

収集日等

1. 収集場所・・・蔵王町全域

2. 収 集 日・・・3地区に分け、収集日を定める。（下記 収集日一覧表参照）

3. 収集回数・・・可燃ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・週2回

不燃ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・月1回

資源ごみ（紙 ・ 布 類）・・・月2回

〃 （缶 類）・・・月3回

〃 （ペ ッ ト ボ ト ル）・・・月3回

〃 （びん類 無色透明・茶色）・・・月1回

〃 （び ん 類 そ の 他）・・・月1回

〃 （容器包装プラスチック）・・・週1回

〃 （その他のプラスチック）・・・月1回

収集日一覧表

地 区 区 分		円 田 地 区	宮 ・ 曲 竹 地 区	遠刈田・永野西地区
可 燃 ご み		毎 週 月 ・ 木 曜 日	毎 週 月 ・ 木 曜 日	毎 週 火 ・ 金 曜 日
不 燃 ご み		毎 月 第 4 水 曜 日	毎 月 第 4 木 曜 日	毎 月 第 4 金 曜 日
資 源 ご み	紙 ・ 布 類	毎 月 第 1・3 火 曜 日	毎 月 第 1・3 火 曜 日	毎 月 第 2・4 火 曜 日
	缶 類	毎 月 第 1・3・5 水 曜 日	毎 月 第 1・3・5 木 曜 日	毎 月 第 1・3・5 金 曜 日
	ペ ッ ト ボ ト ル	毎 月 第 1・3・5 水 曜 日	毎 月 第 1・3・5 木 曜 日	毎 月 第 1・3・5 金 曜 日
	透 明 ・ 茶 色 び ん	毎 月 第 2 水 曜 日	毎 月 第 2 木 曜 日	毎 月 第 2 金 曜 日
	そ の 他 び ん	毎 月 第 4 水 曜 日	毎 月 第 4 木 曜 日	毎 月 第 4 金 曜 日
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク	毎 週 水 曜 日	毎 週 木 曜 日	毎 週 金 曜 日
	そ の 他 の プ ラ ス チ ッ ク	毎 月 第 2 水 曜 日	毎 月 第 1 水 曜 日	毎 月 第 4 水 曜 日

七ヶ宿町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項並びに七ヶ宿町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第11条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のように定めたので告示する。

平成24年4月1日

七ヶ宿町長 梅 津 輝 雄

七ヶ宿町一般廃棄物処理実施計画

1. 計画の目的

この計画は、廃棄物の排出を抑制し適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、環境美化に努め生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

3. 収集計画地域

町内全域

4. 一般廃棄物の排出計画（実績及び見込み）

（1）家庭ごみ・事業系ごみ（許可・委託）

（単位：t）

年度 種類	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	対比(%)
可燃ごみ	295	265	257	97.0
資源ごみ	87	98	103	105.1
不燃ごみ	15	14	14	0
粗大ごみ	0	0	0	0
計	397	377	374	99.2

（2）直接搬入ごみ

（単位：t）

年度 種類	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	対比(%)
可燃ごみ	11	10	10	0
資源ごみ	0	1	1	0
不燃ごみ	0	1	1	0
粗大ごみ	4	1	1	0
計	15	13	13	0

(3) 資源物（紙類）

(単位：t)

年度 種類	平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度	対比(%)
新聞紙・段 ボール飲料 用紙パック ・雑誌・雑 紙・衣類	50	54	57	105.6
計	50	54	57	105.6

(4) し尿

(単位：kℓ)

年度 種類	平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度	対比(%)
し 尿	221	200	200	0
浄化槽汚泥	112	110	110	0
計	333	310	310	0

5. 収集及び搬入

(1) 分別収集

指定されたごみ袋を使用し、下表により分別し収集する。

	ごみの種類	指定袋
可燃ごみ	紙くず、タバコの吸殻、靴類、木の葉、木枝(小枝)、ゴム、革靴製品、貝類、敷物、座布団、布類、紙オムツ等燃えるもの、食事の食べ残り(水切りを十分に行ったもの)、野菜くず、果物類、ビニールホース等	青色 ※7月より黄色
資源ごみ	缶類 アルミ・スチール缶、アルミ製鍋・缶詰・スプレー缶(穴を開けること) ※水洗いすること。	赤色
	びん類 キャップをはずし水洗いの上、無色透明・茶色・その他のビンに分けること。 ※農薬のビンは専門業者へ依頼すること。	
	ペットボトル  ←このマークが記されているもの キャップをはずし、水洗いすること。	
	紙類 段ボール・雑誌新聞紙・紙パック・雑紙・衣類(綿50%以上のもの)	
	その他プラスチック  の表示のない100%プラスチック製のもの バケツ・プランター・保存容器など。	
	容器包装プラスチック  の表示のあるもの 発砲スチロール・カップ麺容器・ボトル類・包装フィルム・食品トレイ等 ※水洗いすること。	
不燃ごみ	資源ごみとして回収できない陶器類、ポット、ハンガー、包丁、鎌、洋傘(別に束ねて出す)、板ガラス(小量)、小型電気製品(小型ラジカセ、アイロン等)、玩具、アルミ以外の銅類等	緑色 ※7月より黄色

※処理できないもの

消火器・建築廃材・オイル塗料等引火性の強いもの・プロパンガスボンベ
50cc以上のバイク、バッテリーなど。

(2) 収集日

○可燃ごみ	毎週水曜日	
○資源ごみ	缶類	第1木曜日
	ペットボトル	第1月曜日
	その他プラスチック	第3木曜日
	紙類	第2・4木曜日
	ビン類	第2・5木曜日
	容器包装プラスチック	第2・4金曜日
○不燃ゴミ	第4木曜日	

(3) 収集運搬

①家庭ゴミは委託とする。

ア 可燃ゴミ

イ 資源ゴミ

ウ 不燃ゴミ

②粗大ゴミは、直接搬入か町許可業者とする。

③一時多量のゴミは、直接搬入か町許可業者とする。

④事業系ゴミは、委託するか直接搬入・町許可業者とする。

⑤七ヶ宿町収集運搬委託業者

白石市福岡深谷字地藏堂108番地

株式会社 シムラ TEL 0224-26-1766

⑥許可業者

許可業者名	電話番号	許可区域
(株)シムラ	0224-26-1766	七ヶ宿町全域
協業組合 仙南環境公社	0224-25-1041	七ヶ宿町全域
(有)なかよし産業	0224-24-5177	七ヶ宿町全域
協業組合 仙台清掃公社	022-284-5383	七ヶ宿町全域

(4) 粗大ごみの処理

仙南地域広域行政事務組合角田衛生センター及び仙南リサイクルセンターに連絡の上、次項表により分別し直接搬入する。

また、年1回(11月頃)町で収集する。(有料)

区 分	種 類
可 燃 性 の も の (角田衛生センター)	ジュータン類(長さ1.5m以下にして)、 畳、布団・木製の机・椅子等
不 燃 性 の も の (仙南リサイクルセンター)	ストーブ、オルガン、自転車、テレビ、 タイヤ(農機具以外のもの)、ガスレンジ など

(5) 多量のごみ

災害及び引っ越し等一時的に多量のごみを排出する場合や、ごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合。

- 可燃ごみ -- 仙南地域広域行政事務組合角田衛生センターに連絡の上、
直接搬入することするか、町許可業者に依頼する。(有料)
- 資源ごみ -- 仙南地域広域行政事務組合仙南リサイクルセンターに連絡の上、
直接搬入することするか、町許可業者に依頼する。(有料)
- 不燃ごみ -- 同 上
- 粗大ごみ -- 同 上

(6) 事業活動に伴って生じるごみ

事業者自ら処理を行うこととし、直接搬入するごみの区分は、(4) 多量のごみと同様とする。

(7) し尿及び浄化槽汚泥

○し尿 -- 許可業者に依頼の上排出する。

○浄化槽汚泥 -- //

許可業者名	電話番号	許可区域
(株)中央特殊興業	023-646-1313	七ヶ宿町全域
(有)宮城総合エンジニア	0224-52-1525	七ヶ宿町全域
(有)上西産業	0224-26-3621	七ヶ宿町全域
協業組合 仙南環境公社	0224-25-1041	七ヶ宿町全域

6. 処理方法

可燃ごみ -- 角田衛生センターにて中間処理

資源ごみ -- 仙南リサイクルセンターにて中間処理

不燃ごみ -- 同上

粗大ごみ -- 同上

し尿・浄化槽汚泥 -- 角田衛生センターにて中間処理

犬・猫等死体 -- 環境衛生上支障のない埋葬及び火葬（角田衛生センター）等により自ら処理する。飼い主不明のものについては町で処理する。

7. 排出抑制対策

(1) ゴミの出し方と分け方の冊子を全戸配布するとともに、分別ポスターによりわかりやすく分別方法を周知させることで、ゴミの減量化と分別排出の徹底を図る。

(2) 生ごみ処理機（コンポスト）の普及推進及び助成金の交付

生ごみの堆肥化とごみの減量化を図るため、電動生ゴミ処理機及びコンポストを斡旋し、購入費に対し助成金を交付する。

※補助率

生ゴミ処理機 購入価格の 1 / 2 （限度額 3 万円）
コンポスト // （限度額 3 千円）

平成 24 年 度 大 河 原 町 一 般 廃 棄 物 処 理 計 画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 1137 号）第 6 条第 1 項及び、大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 60 年条例第 15 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり大河原町一般廃棄物処理計画を定める。

大河原町長 齋 清 志

1. 計画の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
2. 計画区域は、大河原町全域とする。
3. 計画収集人口 23,362 人
4. 廃棄物の排出量

(1) ごみ

単位：トン

種 別	収 集 量	持 込 み 量	計
燃えるごみ（粗大ゴミ含）	4,600	2,000	6,600
資源ごみ	660	80	740
紙資源	600	—	600
燃えないごみ	210	70	280
粗大ごみ（不燃性）	—	70	70
合計	6,070	2,220	8,290

(2) し尿・浄化槽

単位：kℓ

種 別	収 集 量
し尿	1,300
浄化槽汚泥	900
計	2,200

5. 一般廃棄物の収集・運搬は次のとおりとする。

種 別	収 集 日	収集区域	搬 出 方 法
燃えるごみ	毎週火・金曜日	全行政区	町指定のごみ袋に入れ、決められた場所に、収集日当日の午前 8 時 30 分まで出すこと。
ペットボトル	毎月第 2・4 水曜日		
缶類	毎月第 3 水曜日		
その他プラ	毎月第 1 水曜日		
容器包装プラ	毎週月曜日		① ペットボトルは中を洗いキャップは容器包装プラへ。 ② びん類は中を洗い金属キャップは燃やせないごみへ。 ③ 缶・その他プラは、汚れを落としてから出すこと。 ④ 容器包装プラは、プラマークのある商品の容器、または包装してあるもの
びん類	毎月第 2・3・4 木曜日		
燃えないごみ	毎月第 1 木曜日		
紙資源	毎月第 1・3 土曜日		
乾電池	毎月第 1 金曜日		新聞・雑誌・段ボールごとに紙紐等でしっかり結んで透明な袋に入れて出すこと。

(1) 粗大ごみ

直接処理施設に搬入するか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼すること。

直接処理施設に搬入する場合は、可燃性粗大ごみは大河原衛生センター、不燃性粗大ごみは、仙南リサイクルセンターに連絡の上、その指示に従うこと。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理については、自己処理を原則とし、直接処理施設に搬入すること。また、自己処理が困難な場合には、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理すること。

(3) 一般廃棄物処理業

一般廃棄物処理業許可について、更新する業者は認可期間内の実績を踏まえ、また、新規業者についてはこれまでの実績や装備類、関係講習会の受講など、その実体を踏まえ、慎重に許可を行うこととする。

なお、許可にあたっては、原則として廃棄物処理区域としての仙南2市7町に事業所を有する場合に限定する。

6. し尿・浄化槽汚泥

(1) し 尿

し尿の汲み取りは、町民が直接町の委託業者に申し込む。

汲み取り手数料は、町内の汲み取り券販売店から事前に購入し、券で支払う。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の汲み取りは、一般廃棄物収集運搬許可（し尿）業者に申し込む。

(3) 浄化槽清掃業

浄化槽清掃業許可について、更新する業者は認可期間内の実績を踏まえ、また、新規業者についてはこれまでの実績や実体を踏まえ、慎重に許可を行うこととする。なお、許可にあたっては、原則として廃棄物処理区域としての仙南2市7町に事業所を有する場合に限定する。

7. 動物の死体

衛犬・猫等の死骸を飼い主自ら処理することが出来ない場合は、飼い主が直接角田生センターに搬入し、焼却処理する。

飼い主が不明で届け出があったものについては、町民生活課の指示に従うこと。

8. 適正処理困難物

自動車部品（バッテリー含）、ピアノ、ベッド、建築資材、消火器及びガスボンベ等の危険物、塗料及び容器、薬品類（劇毒物）農機具、大型バイク、コンクリート類等は、町で適正な処理をすることが困難なため収集しない。

9. 家電リサイクル

廃家電4品目エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については家電リサイクル券システムを活用し町では収集せず小売店、または一般廃棄物処理業許可業者に依頼し、処理する。

10. ごみの処分方法

(1) 燃えるごみ

大河原衛生センターで焼却処分し、焼却灰は仙南最終処分場に埋め立て処分する。

(2) 燃えないごみ

鉄、アルミ等の金属類を資源回収した後、残渣物を破碎し、仙南最終処分場に埋め立て処分す

る。

(3) 資源ごみ

ペットボトル・プラスチック類・びん（カレット）・缶類（鉄・アルミ）等を資源回収した後、資源化できない残渣物は破碎し、仙南最終処分場に埋め立て処分する。

(4) 紙資源

新聞・ダンボール・雑紙類は、町内業者にて中間処理する。

(5) 使用済乾電池 大河原衛生センターに保管する。

(6) 動物の死体

角田衛生センターで焼却した後、埋葬処分する。

(7) し尿の処分方法

柴田衛生センターで水分は浄化無害化され、固形物は焼却処分し、仙南最終処分場で埋め立て処分する。

11. 処理施設の概要

(1) ごみ処理施設

(ア) 可燃ごみ処理施設

施設名 大河原衛生センター
所在地 大河原町大谷字鷺沼入 3 9 - 7 2
TEL 0 2 2 4 - 5 2 - 2 7 5 9

(イ) 資源ごみ、不燃ごみ処理施設

施設名 仙南リサイクルセンター
所在地 蔵王町大字平沢字新並 1 2 4 - 1 0 4
TEL 0 2 2 4 - 3 3 - 2 2 2 5

(ウ) 最終処分場

施設名 仙南最終処分場
所在地 白石市鷹巣字黒岩下 7 - 1
TEL 0 2 2 4 - 2 4 - 2 1 3 1

(エ) し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名 柴田衛生センター
所在地 柴田町大字成田字待江 1 5 1
TEL 0 2 2 4 - 5 6 - 3 7 3 4

(オ) 動物死体焼却処理施設

施設名 角田衛生センター
所在地 角田市枝野字北大坊 90
TEL 0 2 2 4 - 6 3 - 2 1 4 0

村 田 町 一 般 廃 棄 物 処 理 計 画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び村田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成元年条例第 1 6 号）第 2 条 1 項により、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

平成 2 5 年 4 月 1 日

村田町長 佐 藤 英 雄

1. 計画の目的

この計画は廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、環境美化に努め生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

3. 収集計画区域

町内全域とする。

4. 【ごみ及び資源物編】

1 ごみ及び資源物の排出計画

(1) 家庭系ごみの排出計画

(単位：t、%)

区分	年度 種類	平成 2 3 年度		平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		備 考
		収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比	
委託分	可燃ごみ	2, 1 2 0	100.05	1, 9 2 2	90.6	1, 9 0 0	98.8	
	資源ごみ	2 9 6	136.4	3 0 4	102.0	3 0 8	101.3	
	不燃ごみ	1 3 7	138.3	9 7	70.8	9 7	1 0 0	
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	
	合 計	2, 5 3 3		2, 3 2 3		2, 3 0 5		

※ 有害ごみ（乾電池）は不燃ごみに含む

(2) 事業系ごみの排出計画

(単位：t、%)

区分	年度 種類	平成 2 3 年度		平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		備 考
		収集量	前年	収集量	前年比	収集量	前年比	
許可分	可燃ごみ	8 3 0	96.3	8 5 2	102.6	8 5 2	1 0 0	
	資源ごみ	3 5	112.9	3 6	102.8	3 6	1 0 0	
	不燃ごみ	4 6	124.3	5 2	113.0	5 2	1 0 0	
	粗大ごみ	0.58	322.2	0.97	167.2	0.97	1 0 0	
	合 計	911.58		940.94		940.94		

(3) 直接搬入ごみの排出計画

(単位：t、%)

区分	年度 種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度		備考
		収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比	
直接搬入	可燃ごみ	149	209.9	90	60.4	90	100	
	資源ごみ	2.42	403.3	2.10	86.7	2.10	100	
	不燃ごみ	2.23	8.8	2.23	100.0	2.23	100	
	粗大ごみ	30.57	235.1	19.67	64.3	19.67	100	
	合計	184.22		114.0		114.0		

(4) 資源物の排出計画

(単位：t、%)

種類	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		備考
		収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比	
	新聞紙・段ボール・飲料用紙パック・雑紙・雑紙・衣服	311	114	330	106	330	100	
	合計	311		330		330		

※ 平成24年度・平成25年度は見込み数値

2 ごみの処理主体

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ、委託とする。

(ア) 可燃ごみ

(イ) 資源ごみ(容器包装プラスチック、ペットボトル、缶類、プラスチック類、ビン類)

(ウ) 資源物(新聞紙、段ボール、飲料用紙パック、雑誌類、雑紙類、衣服類)

イ 粗大ごみ、直接搬入か町許可業者とする。

ウ 一時多量のごみ、直接搬入か町許可業者とする。

エ 事業系ごみ、排出者直接搬入か町許可業者とする。

許可業者は、田中クリーン、(株)県南衛生工業、真壁商店、仙南環境整備(株)、(協)仙台清掃公社、(株)モトキ、美光環境保全、(有)開発商事、(有)マルジン、(株)ネクスコ・メンテナンス、株式会社こんの、株式会社高良、株式会社安藤仁七商店、株式会社シムラの14業者とする。

ごみの搬出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、ごみ減量化、資源化又は広域処理を目的として処分業と併せて収集運搬業を行う場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア 分別排出の徹底

出前講座、施設見学等において、ごみの出し方のマナーを指導するとともに、資源ごみ及び資源物の分別排出の徹底を図る。

事業系ごみの適正な分別排出に向けた取り組みを強化する。

イ ごみ減量化の徹底

生ごみ処理機設置奨励事業として、家庭から搬出される生ごみの減量化を目的に電気式

生ごみ処理機・コンポスト購入補助や研究を推進する。

4 収集及び搬入

(1) 分別収集

届出認可（仙南地域広域行政事務組合）されたごみ袋を使用し、下表により分別収集する。

ごみの種類			指定袋
可燃ごみ	銀紙、タバコの吸殻、靴類、木の葉、小枝、ゴム、皮靴製品、貝類、紙オムツ等燃えるもの、生ごみ（水切りしたもの）、野菜くず、果物類、発泡スチロール（砕く）、ペットの砂等		高密度ポリエチレン製 「燃やせるごみ・燃やせないごみ袋」 （黄色地黒文字）
資源ごみ	容器包装プラスチック	プラマークがついている全てのもの レジ袋、生活用品の袋 商品を保護する発砲スチロール （中身を使い切り水洗いすること） （シャンプーなどのポンプは取り外し可燃ゴミ） （汚れが落ちないものは、可燃ゴミ）	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 （赤文字）
	紙・衣服類	新聞紙、段ボール、飲料用紙パック、雑誌類、雑紙類、衣服類	十文字ひもとじ・ 低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 （赤文字）
	ペットボトル	「PET 1」のみ （全て水洗いすること。キャップは取り外すこと。 包装ラベルは取り外し容器包装プラ） （汚れが落ちないものは、可燃ごみ）	低密度ポリエチレン製 「資源ごみ袋」 （赤文字）
	缶類	空き缶類（主に飲食用）、スプレー缶（穴を開けたもの）、アルミ製なべ類	
	その他のプラスチック類	プラマーク以外でプラスチック製素材の日用雑貨品等「40cm四方以内で硬質材のもの」バケツ、洗面器、保存容器、CD・DVD・水切りかごなど 「汚れのひどいものは、リサイクル不可で可燃ゴミ」	
	ビン類	無色ビン、茶色ビン、その他ビン（飲食用のみ3種類に分別する。全て水洗いすること。キャップは取り外すこと）	
不燃ごみ	陶器類、ポット、包丁、鎌、板ガラス（少量）、洋傘、玩具、小型家電製品（アイロン、ラジカセ等）、アルミ製以外のナベ類、蛍光灯、電球、ライター、酒・ビール栓等）		低密度ポリエチレン製 「燃やせないごみ袋」 （黄色地黒文字）
有害ごみ	乾電池（ボタン型を除く）		中身が見えるビニール袋

(2) 収集日等

別表に定める地域毎に収集する。

収集委託業者

名 称：田中クリーン
 所在地：村田町大字足立字谷地 6 0
 電 話：0 2 2 4 （ 8 3 ） 2 8 3 3

(3) 粗大ごみの処理

自ら適切に処理することを原則とし、仙南リサイクルセンターまたは角田衛生センターに連絡のうえ、下表により分別し、各センターの指示に従い直接搬入する。

直接搬入が困難な者は、町許可業者に依頼し処理する。

区 分	種 類	出 し 方
可 燃 性 粗 大 ご み (角 田 衛 生 セ ン タ ー)	畳、布団、ジュータン類、木製の家具・机・イス等	直接搬入か 町許可業者 に依頼
不 燃 性 粗 大 ご み (仙 南 リ サ イ ク ル セ ン タ ー)	家具類、机、椅子、掃除機、扇風機、電気釜、ストーブ、自転車、タイヤ等	

※処理できないもの

建築廃材、浴槽、便器、ピアノ、50ccを超えるオートバイ、自動車部品、バッテリー、農機具、農業用資材、プロパンガスボンベ、消火器、オイル、電動のこぎり、火薬、塗料等の引火性の強いもの、農薬ビン等の有害物質を含むもの、汚泥等の強い臭気があるもの等

(4) 多量のごみ

災害及び引っ越し等で一時的に多量のごみを排出する場合や、ごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合。

区 分	処 理 方 法
可 燃 ご み (可燃性粗大ごみ)	角田衛生センターに連絡のうえ、直接搬入するか、町許可業者依頼する。(有料)
資 源 ご み	仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入するか、町許可業者に依頼する。(有料)
不 燃 ご み (不燃性粗大ごみ)	仙南リサイクルセンターに連絡のうえ、直接搬入するか、町許可業者に依頼する。(有料)

(5) 事業活動に伴って生じるごみ

事業者自ら適正に処理すること。これにより難しい場合は町の許可業者に委託する。

5. 【し尿及び浄化槽汚泥編】

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画

(単位：kℓ、%)

年度 種類	平成 2 3 年度		平成 2 4 年度		平成 2 5 年度		備 考
	収集量	前年比	収集量	前年比	収集量	前年比	
し 尿	2, 0 2 8	97.5	1, 9 0 5	93.9	1, 9 0 5	100	
浄化槽汚泥	1, 6 6 6	103.4	1, 5 7 1	94.2	1, 5 7 1	100	
合 計	3, 6 9 4		3, 4 7 6		3, 4 7 6		

※ 平成 2 4 年度・平成 2 5 年度は見込み数値

2 生活排水処理計画

(1) 処理の目標

生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進する。

- ア 計画処理人口 1 1, 9 2 3 人 (基準日：平成 2 4 年 3 月 3 1 日)
- イ 下水道供用開始人口 7, 4 2 3 人
- ウ 水洗化人口 9, 2 0 2 人 (公共下水道人口 6, 5 9 6 人)
(合併浄化槽人口 1, 9 2 7 人)
(農集排水処理人口 3 9 3 人)
(単独浄化槽人口 3 1 3 人)
- エ 非水洗化人口 2, 7 2 1 人 (し 尿 収 集 人 口 2, 7 2 1 人)
- オ 水洗化率 7 7. 2 %

(2) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

- ア 収集人口 4, 9 6 1 人
- イ 収集区域 町内全域
- ウ 収集運搬

委託業者は、(株)県南衛生工業、(有)佐藤衛生社の 2 業者による収集運搬とする。

許可業者は、(株)県南衛生工業、(有)佐藤衛生社、(有)セイグシステムの 3 業者とする。

し尿の処理量が年々減少している状況にあり、現在の委託及び許可業者で十分に適正処理を行えるため、原則として新規の収集運搬の許可はしない。

(3) し尿

- ①名 称：(株)県南衛生工業
所在地：村田町大字足立字稲荷山 4 4
電 話：0 2 2 4 (8 3) 4 3 1 9
- ②名 称：(有)佐藤衛生社
所在地：村田町大字沼辺字寄井 8 6
電 話：0 2 2 4 (5 2) 3 6 2 8

(4) 浄化槽汚泥

次の町許可業者で収集運搬する。

- ①名 称：(株)県南衛生工業
所在地：村田町大字足立字稲荷山 4 4
電 話：0 2 2 4 (8 3) 4 3 1 9
- ②名 称：(有)佐藤衛生社
所在地：村田町大字沼辺字寄井 8 6
電 話：0 2 2 4 (5 2) 3 6 2 8
- ③名 称：(有)セイグシステム
所在地：村田町大字村田字二月田 6 0 - 7
電 話：0 2 2 4 (8 3) 6 8 3 7

6. 処理方法

区 分	処 理 方 法
可 燃 ご み	角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。
資 源 ご み	仙南リサイクルセンター及び再生処理施設で中間処理。 仙南リサイクルセンターの可燃性残渣は角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。 仙南リサイクルセンターの不燃性残渣は仙南最終処分場に埋立処分。
不 燃 ご み	仙南リサイクルセンターで中間処理。 可燃性残渣は角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。 不燃性残渣は仙南最終処分場に埋立処分。
可燃性粗大ごみ	角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場へ埋立処分。
不燃性粗大ごみ	仙南リサイクルセンターで中間処理。 可燃性残渣は角田衛生センターで焼却し、仙南最終処分場に埋立処分。 不燃性残渣は仙南最終処分場に埋立処分。
し尿・浄化槽汚泥	柴田衛生センター及び再生処理施設で中間処理。
犬・猫等死体	環境衛生上支障のない埋葬及び火葬（角田衛生センター）等により自ら処理する。
家電リサイクル	廃家電6品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、テレビ、エアコン、衣類乾燥機）は、小売店等により自ら処理する。

7. 仙南地域広域行政事務組合処理施設の概要

ごみ処理施設

1 可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）処理施設	
施 設 名	角田衛生センター
所 在 地	角田市枝野字北大坊 9 0
電 話	0 2 2 4 （ 6 3 ） 2 1 4 0

2 資源ごみ及び不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）処理施設	
施 設 名	仙南リサイクルセンター
所 在 地	蔵王町大字平沢字新並 1 2 4 － 1 0 4
電 話	0 2 2 4 （ 3 3 ） 2 2 2 5

3 最終処分場	
施 設 名	仙南最終処分場
所 在 地	白石市鷹巣字黒岩下 7 － 1
電 話	0 2 2 4 （ 2 4 ） 2 1 3 1

4 し尿・浄化槽汚泥処理施設	
施 設 名	柴田衛生センター
所 在 地	柴田町大字成田字待江 1 5 1
電 話	0 2 2 4 （ 5 6 ） 3 7 3 4

別 表

収 集 日 等

1. 収集場所 …… 全町（各ステーション方式による）

2. 収 集 日 …… 全地区対象に収集日を定める

3. 収集回数 …… 可燃ごみ …… 月・金曜日

不燃ごみ …… 毎月第1水曜日

資源ごみ（容器包装プラスチック）・火曜日

〃 （その他プラスチック類）・毎月第3水曜日

〃 （缶 類） …… 毎月第2・4水曜日

〃 （ペットボトル） …… 毎月第2・4水曜日

〃 （ビ ン 類） …… 毎月第1・3木曜日

〃 （紙・衣服類） …… 毎月第2・4木曜日

有害ごみ（乾 電 池） …… 7月・1月第1水曜日

曜 日		ご み の 種 類		収集する地区
月	毎週	可燃ごみ		全 町 指定ごみ袋で集積所に出す。
火	毎週	資源ごみ （容器包装プラスチック）		
水	毎月第 1	不燃ごみ		
	毎月第 2 ・ 4	資源ごみ	（缶 類）	
	毎月第 2 ・ 4		（ペットボトル類）	
	毎月第 3		（その他のプラスチック）	
木	毎月第 1 ・ 3	資源ごみ	（ビ ン 類）	
	毎月第 2 ・ 4		（紙・衣服類）	
金	毎週	可燃ごみ		
水	7 月 ・ 1 月の第 1	有害ごみ （乾 電 池）		

平成25年度一般廃棄物処理計画

柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第22号）第2条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので告示する。

平成25年 3月14日

柴田町長 滝 口 茂

1. 一般廃棄物処理計画の概要

- (1) 計画の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、柴田町全域とする。
- (3) 計画区域内から排出される一般廃棄物の抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を確保する。
- (4) 計画区域の概要

面 積 (k m ²)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)
53.98	38,722	14,924

※人口・世帯数は平成25年2月末現在の住民基本台帳人口及び世帯数の数値を用いている。

2. 処理計画

(1) 処理施設の概要

(ア) 可燃ごみ処理施設

施 設 名 大河原衛生センター
所 在 地 大河原町大谷字鷺沼入39-72
処理能力 100 t / 16h

(イ) 資源ごみ、不燃ごみ処理施設

施 設 名 仙南リサイクルセンター
所 在 地 蔵王町大字平沢字新並124-104
処理能力 不燃ごみ 40.5 t / 5h
粗大ごみ 9.5 t / 5h

(ウ) 最終処分場

施 設 名 仙南最終処分場
所 在 地 白石市鷹巣字黒岩下7-1
埋立容量 194,040 m³

(エ) し尿処理施設

施 設 名 柴田衛生センター
所 在 地 柴田町大字成田字待江151
処理能力 110 kℓ / 日

3. 一般廃棄物（ごみ）の排出量の見込み

単位：t

	家庭系			事業系		計
	委託収集	許可業者	持込	許可業者	持込量	
もやせるごみ	7,150		170	2,160	1,120	10,600
もやせないごみ	350	35	2	35	2	424
資源ごみ	1,100	40	3	40		1,183
粗大ごみ		15	100			115
紙資源	1,160					1,160
合計	9,760	90	275	2,235	1,122	13,482

4. 一般廃棄物（し尿）の排出量の見込み

し尿 単位:k l

	収 集 量
し 尿	4,900
浄化槽汚泥	5,800
合 計	10,700

5. 処理の方法

(1) 一般家庭ごみ

	収 集 日	収集区域	搬 出 方 法
もやせるごみ	毎週月・金曜日	全行政区	町指定のごみ袋に入れ、決められた場所に、収集当日の午前8時まで出すこと。 ① 容器包装プラは、ボトル類、チューブ類、カップ・トレイ類、網・ネット類で中をすすぐなど、汚れを落としてから出す。 ② ペットボトルは、キャップをとり、中を洗って潰して出す。 ③ 缶類は、中を洗って出す。スプレー缶は、穴をあけて出す。 ④ その他プラスチックは、中を洗って出す。 ⑤ ビン類は、第1水曜日は無色透明ビン、第2水曜日は、茶色ビン、第3水曜日は、その他のビンを出す。
もやせないごみ	毎月第2木曜日 (1月を除く)		
容器包装プラスチック	毎週火曜日		
ペットボトル	毎月第1・3木曜日 (1月を除く)		
缶類	毎月第4木曜日 (1月を除く)		
その他のプラスチック	毎月第4水曜日 (1月を除く)		
ビン類	毎月第1・2・3水曜日 (1月を除く)		
紙資源	毎月第2・4土曜日		新聞、雑誌、ダンボールごとに、紙紐で十文字にしっかり縛って出すこと。
使用済乾電池	6・9・12・3月 第1水曜日		使用済乾電池は、透明の袋に入れて出すこと。 袋は指定なし（各家庭で準備）

※詳細は、ごみ分別辞典を参照のこと。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理については、自己処理を原則とし、直接処理施設に搬入すること。また、自己処理が困難な場合には、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理すること。

(3) 粗大ごみ

直接処理施設に搬入するか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理すること。

直接処理施設に搬入する場合は、可燃性粗大ごみについては大河原衛生センターに、不燃性粗大ごみについては仙南リサイクルセンターに連絡し、その指示に従うこと。

(4) 動物の死体

犬・猫等の死骸を飼い主が処理する場合は、直接角田衛生センターに搬入し焼却処理をすること。飼い主が不明で届出があったものについては、町民環境課の指示に従うこと。

(5) 多量のごみ

一度に多量のごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）を出す場合は、搬出者が直接処理施設に搬入するか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理すること。

直接処理施設に搬入する場合は、可燃性粗大ごみについては大河原衛生センターに、不燃性粗大ごみについては仙南リサイクルセンターに連絡し、その指示に従うこと。

(6) し尿

し尿の汲取りは、町民が直接町の委託業者に申し込む。

汲取り手数料は、町内の汲取り券販売店から事前に購入し汲取り券で支払う。

(7) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の汲取りは、一般廃棄物収集運搬許可（浄化槽汚泥）業者に申し込む。

6. ごみ・し尿収集運搬委託業者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づく一般廃棄物の収集運搬委託業者

業 者 名	主たる事業所の所在地	備 考
あおば衛生社	柴田町大字船岡字大住町8-4	ごみ収集運搬・し尿収集運搬
(有) 柴田衛生社	柴田町大字下名生字上納186-1	ごみ収集運搬・し尿収集運搬
(有) 平間産業	柴田町槻木西三丁目16-5-2	ごみ収集運搬
渡辺清掃	柴田町大字四日市場字日当山33-8	ごみ収集運搬・し尿収集運搬

7. 一般廃棄物処理許可業者数

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者 7業者、収集限定 5業者
一般廃棄物運搬業者(荷降ろし) 18業者
(家電法対象品目限定)
一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者 5業者

8. 分別して収集する一般廃棄物

分別区分		具体例
もやせるごみ		生ごみ、テープ類（ビデオ・カセット）リサイクルできない紙くず、木くず、草木類、紙おむつなど
もやせないごみ		陶器類、ガラス、ハンガー（針金のもの）、小型家電品等、蛍光灯など
資源ごみ	紙類	新聞、雑誌類、ダンボール、チラシ、牛乳パック、雑紙
	ビン類	飲料ビン、調味料ビン、酒ビンなど

	金属類	アルミ、スチール
ペットボトル		飲料用、酒類用、しょうゆ用など
その他のプラスチック		プランター、保存容器、洗面器、CDなど
容器包装プラスチック		プラ表示のあるプラスチック製包装紙、キャップ類
粗大ごみ		カーペット、タンス、ベット、イス、机、本棚など
使用済乾電池		ボタン型、充電型の乾電池は回収しない

9. 処理しない一般廃棄物（ごみの適正処理困難物）

自動車部品、ピアノ、ベット、建築資材、消火器及びガスボンベ等の危険物、塗料及び容器、薬品類（劇毒物）、農機具、大型バイク、コンクリート類等は、町で適正な処理をすることが困難なため収集しない。

処理については、販売店に引きとってもらうか、専門の処理業者に依頼して処理すること。

10. 一般廃棄物の発生抑制のための方策

ごみの排出抑制やリサイクルへの取り組みとして3Rを推進し、ごみの減量・再資源化を図るためさらなる周知・啓発を行うものとする。

- ① □住民に対して、排出の抑制や減量意識の向上、資源物の回収・再生利用を推進するため、町広報誌への記事掲載、出前講座により啓発に努める。
- ② ごみ集積所等の環境保全と美化を推進するため、ごみの出し方・資源物の出し方等を記載したごみ出しカレンダーを各戸に配布し啓発を図る。
- ③ 町は、生ごみの排出抑制を図るため、生ごみ処理容器購入者に対し補助金を交付し、普及促進を図るものとする。
- ④ 町は、リサイクル活動団体に対し奨励金を交付し、資源化率の向上を推進する。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理するものとする。排出者は分別を徹底し、資源化業者を活用するなどして積極的に再資源化及びごみの減量に取り組むものとする。

川崎町一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び川崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年条例第 2 6 号）第 2 条により、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

平成 2 5 年 4 月 1 日

川崎町長 小 山 修 作

1. 計画の目的

この計画は、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、環境美化に努め生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

3. 収集計画区域

町内全域

4. 一般廃棄物の排出量

（1）ごみ

（単位：t）

年度 種類	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績見込)	前年比	平成 25 年度	前年比	備 考
可燃ごみ	2,205	2,230	101%	2,200	99%	
資源ごみ	444	465	112%	470	101%	
不燃ごみ	115	90	146%	85	94%	
粗大ごみ	27	27	147%	25	93%	
合 計	2,791	2,812	105%	2,780	99%	

（2）し尿

（単位：kl）

年度 種類	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (実績見込)	前年比	平成 25 年度	前年比	備 考
し 尿	1,764	1,945	116%	1,900	98%	
浄化槽汚泥	960	955	99%	960	101%	
合 計	2,724	2,900	106%	2,860	99%	

5. 収集及び搬入

(1) 分別収集

届出認可（仙南地域広域行政事務組合）されたごみ袋を使用し、下表により分別収集する。

	ごみの種類		指定袋
可燃ごみ	銀紙・タバコの吸殻・靴類・木の葉・小枝・ゴム・革靴製品・貝類・紙おむつ等燃えるもの・生ごみ（水切りしたもの）・野菜くず・果物類・ペットの砂等		有料化指定袋（黄色）
資源ごみ	紙・衣類	新聞紙・段ボール類・飲料用紙パック・雑誌類・雑紙類・衣類	十文字紙ひもとじ・資源ごみ袋（赤文字）
	ペットボトル	「PET1」のみ （全て水洗いすること。キャップは取り外すこと）	低密度ポリエチレン製（赤文字）
	缶 類	空缶類（主に飲食用）・スプレー缶（穴を開けたもの）・アルミ製なべ類	
	容器包装プラスチック	「プラ」マークがついているもの。食品トレイ・ボトル（PET1以外。キャップは取り外すこと。）キャップ・発砲スチロール・袋等（全て水洗いすること。）	
	その他プラスチック	「プラ」マークがついていないもの。袋に入るおおよそ40cm四方以内で硬質材のもの。バケツ・洗面器・CD・DVD・チリトリ・ハンガー等（全て水洗いすること。）	
	ビン類	無色ビン・茶色ビン・その他ビン（飲食用のみ3種類に分別する。全て水洗いすること。キャップは取り外すこと）	
不燃ごみ	陶器類・ポット・包丁・鎌・板ガラス（少量）・洋傘・小型電気製品（アイロン・ラジカセ等）・玩具・アルミ製以外のナベ類・蛍光灯・キャップ・フタ類（金属性等）		有料化指定袋（黄色）
有害ごみ	乾電池（ボタン型除く）		

(2) 収集日等

- ・別表に定める地域毎に収集する。
- ・収集委託業者

大松クリーン : 川崎町大字川内字小原山 1 2 - 9 TEL0224-84-5376
(有) 川崎環境整備 : 川崎町大字小野字町 7 8 TEL0224-84-5197

(3) 粗大ごみの処理

仙南地域広域行政事務組合仙南リサイクルセンター及び角田衛生センターに連絡の上、分別し直接搬入する (有料)。

また、直接搬入が困難な者は、町許可業者に依頼し処理する (有料)。

区 分	種 類	出し方
可燃性のもの (角田衛生センター)	畳、布団、ジュウタン類、木製の家具・机、イス等	直接搬入か町許可業者に依頼
不燃性のもの (仙南リサイクルセンター)	家具類、机、イス、掃除機、扇風機、電気釜、ストーブ、自転車、タイヤ等	

※処理できないもの

建築廃材・浴槽・便器・ピアノ・50ccを超えるバイク・自動車部品・バッテリー・農機具・農業用資材・プロパンガスボンベ・消火器・オイル・電動のこぎり・火薬・塗料等の引火性の強いもの・農薬ビン等の有害物質を含むもの・汚泥等の強い臭気があるもの等

(4) 多量のごみ

災害及び引越し等で一時的に多量のごみを排出する場合や、ごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合。

可燃ごみ (可燃性粗大ごみ)	角田衛生センターに連絡の上、直接搬入するか、町許可業者に依頼する (有料)。
資源ごみ	仙南リサイクルセンターに連絡の上、直接搬入するか、町許可業者に依頼する (有料)。
不燃ごみ (不燃性粗大ごみ)	仙南リサイクルセンターに連絡の上、直接搬入するか、町許可業者に依頼する (有料)。

(5) 事業活動に伴って生じるごみ

事業者自ら適正に処理することとする。これにより難しいときは町の許可業者に委託する。

(6) し尿

次の町委託業者で収集運搬する。

- ① (有) 川崎衛生工業 川崎町大字本砂金字坂下 4 3 - 1 TEL0224-84-4590
② (株) 県南衛生工業 村田町大字足立字稲荷山 4 4 TEL0224-83-4319

(7) 浄化槽汚泥

次の町許可業者で収集運搬する。

- | | | |
|----------------|---------------------|-----------------|
| ① (有) 川崎衛生工業 | 川崎町大字本砂金字坂下 4 3 - 1 | TEL0224-84-4590 |
| ② (有) 鈴木環境サービス | 川崎町大字前川字山長 3 3 - 1 | TEL0224-84-4068 |
| ③ (株) 県南衛生工業 | 村田町大字足立字稲荷山 4 4 | TEL0224-83-4319 |

6. 処理方法

- | | |
|--------------|--|
| (1) 可燃ごみ | 角田衛生センターで中間処理 |
| (2) 資源ごみ | 仙南リサイクルセンター及び再生処理施設で中間処理 |
| (3) 不燃ごみ | 仙南リサイクルセンターで中間処理 |
| (4) 可燃性粗大ごみ | 角田衛生センターで中間処理 |
| (5) 不燃性粗大ごみ | 仙南リサイクルセンターで中間処理 |
| (6) し尿・浄化槽汚泥 | 柴田衛生センターで中間処理 |
| (7) 犬・猫等死体 | 環境衛生上支障のない埋葬及び、火葬（角田衛生センター）等により自ら処理する。 |

7. 排出抑制対策等

- (1) 家庭用生ごみ処理容器の推進及び助成事業

生ごみの堆肥化とごみの減量を図るため、電機式生ごみ処理機・コンポスト処理器購入者に申請により、助成金を交付する。

別 表

収集日等

1. 収集場所 全町（各ステーション方式による）
2. 収集日、収集回数 下記のとおり

週	裏丁上・裏丁下・本荒町・中新町・野上・古関・笹谷・小野(旧小松倉)・川内2・川内3(旧安達)・本砂金				
	月	火	水	木	金
第1週	紙	可燃	缶・容プラ	ペットボトル	可燃
第2週	紙	可燃	他色ビン・容プラ	茶色ビン	可燃
第3週	紙・他プラ	可燃	缶・容プラ	無色ビン・ペット	可燃
第4週	紙	可燃	容プラ	不燃	可燃

週	前川東部・前川西部・青根・立野・小野(旧小松倉を除く)・川内1・川内北川・川内3(旧安達を除く)・小沢・支倉上・支倉下・碁石・支倉台				
	月	火	水	木	金
第1週	可燃	ペットボトル	缶・容プラ	紙	可燃
第2週	可燃	茶色ビン・他プラ	他色ビン・容プラ	紙	可燃
第3週	可燃	ペットボトル	缶・容プラ	紙	可燃
第4週	可燃	不燃	無色ビン・容プラ	紙	可燃

平成25年度丸森町一般廃棄物処理実施計画

第1．計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、及び丸森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害廃棄物、及び福島第一原子力発電所事故による放射性物質を含む廃棄物（薪風呂等から発生した焼却灰のうち放射性物質含有量が8,000ベクレル/kg以下のもの）については、関係機関と連携し適正に廃棄物の処理を行う。

第2．計画施行区域

丸森町内全域

第3．計画の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

第4．一般廃棄物の排出量の見込み

1．ごみ

種 類	年間排出見込量	1日当り排出量
もやせるごみ	2,724.72 t	7,465kg
資源ごみ(紙)	554.51 t	1,519kg
〃 (紙以外)	419.96 t	1,151kg
もやせないごみ	158.87 t	435kg
粗大ごみ	20.63 t	57kg
合 計	3,878.69 t	10,627kg

2．し尿及び浄化槽汚泥

種 類	年間排出見込量	1日当り排出量
し 尿	2,591 k l	7.10kl
浄化槽汚泥	3,597 k l	9.85kl
合 計	6,188 k l	16.95kl

3．動物の死体

占有者が直接行なう動物死体の処理	136頭
道路等に遺棄された動物死体の処理	145頭
合 計	281頭

第5 処理計画

1. 収集及び運搬

(1) 分別収集する一般廃棄物の種類と区分

家庭系一般廃棄物のうち、下記に掲げる種類と区分により、町が収集運搬する。

区分	ごみの種類		排出形態	収集方法
もやせるごみ	アルミ箔、生ごみ（水を切って）、貝殻、落ち葉、くつ類、防水加工服、ビニール系服、毛糸系服、毛布類、紙おむつ、カセットテープ等、ビニールホース等		指定袋(黄色)に入れ他種類のごみを混入しない	ステーション方式
資源ごみ	びん類	・無色透明のガラス製の容器（びん） ・茶色のガラス製の容器（びん） ・その他のガラス製の容器（びん） （農薬劇薬等の空きびんは除く）	指定袋(赤色)に3色色別に分けて入れ他種類のごみを混入しない	ステーション方式
	缶類	飲料水等の空き缶、缶詰の空き缶、アルミ製鍋類、スプレー缶（必ずガス抜きをして）等	指定袋(赤色)に入れ他種類のごみを混入しない	
	容器包装プラスチック	食品トレイ、発砲スチロール、買い物袋、歯みがき等のチューブ、プラ包装類等、プラマークがついているもの		
	その他プラスチック	プランター、CD・DVD及びケース、洗面器等プラマークがないプラスチック製素材の日用品		
	ペットボトル	飲料水、酒、しょう油類等のペットボトル		
	紙・布類	・新聞紙（チラシを含む） ・段ボール ・紙パック（内側が白いものに限る） ・雑誌・本類（雑紙を含めてもよい） ・布類（防水加工服、ビニール系、毛糸類、毛布類は除く） ・雑紙（ひもとじできないもの）	ひも等で種類ごとに十字にしぼる ただし、雑紙は指定袋(赤色)に入れ他種類のごみを混入しないで出すこともできる	ステーション方式及びストックヤード方式
もやせないごみ	資源ごみとして回収できないガラス類、せともの類、傘、ハンガー、玩具、一斗缶等、小型電気製品（ポット、ドライヤー等）、蛍光灯、アルミ以外の鍋類等		指定袋(黄色)に入れ他種類のごみを混入しない	ステーション方式

(2) 収集運搬の方法

(1)で規定する家庭系一般廃棄物は、町が一般廃棄物処理業者と委託契約を締結し、廃棄物処理法等に基づき、集積所から指定の処理施設へ適正な方法で収集運搬する。

- ・委託業者 株式会社 公害処理センター（業務担当：角田営業所）
営業所所在地：角田市角田字緑町2－14 電話：0224-62-5681

(3) 収集区域及び回数

ア. もやせるごみ

毎週指定曜日に収集する。ただし、12月31日から1月3日までは収集しない。

曜 日	収 集 区 域
月・木	丸森・筆甫・大張・耕野
火・金	金山・大内・小斎・館矢間

イ. 容器包装プラスチック

毎週指定曜日に収集する。ただし、12月31日から1月3日までは収集しない。

曜 日	収 集 区 域
火	丸森
木	金山・大内・小斎
月	館矢間
金	筆甫・大張・耕野

ウ. 資源ごみ（容器包装プラスチックを除く）・もやせないごみ

種類ごとに毎月1回曜日を指定し収集する。（紙類は月2回収集）なお、収集予定日が祝日休日の場合でも収集する。ただし、12月31日から1月3日までは収集しない。

区 域	缶 類	その他プラ	ペットボトル	びん類	紙 類	もやせない ごみ
丸 森	第1金曜日	第4金曜日	第2金曜日	第3金曜日	第1・3水曜	第4水曜日
金 山	第3月曜日	第2月曜日	第4月曜日	第1月曜日	第2・4水曜	第1水曜日
筆 甫	第4火曜日	第3火曜日	第1火曜日	第2火曜日	第1・3水曜	第2水曜日
大 内	第3月曜日	第2月曜日	第4月曜日	第1月曜日	第2・4水曜	第1水曜日

小 齋	第3月曜日	第2月曜日	第4月曜日	第1月曜日	第2・4水曜	第1水曜日
館矢間	第2木曜日	第1木曜日	第3木曜日	第4木曜日	第2・4水曜	第3水曜日
大 張	第4火曜日	第3火曜日	第1火曜日	第2火曜日	第1・3水曜	第2水曜日
耕 野	第4火曜日	第3火曜日	第1火曜日	第2火曜日	第1・3水曜	第2水曜日

(4) 拠点回収する資源ごみ（ストックヤード）

紙資源については、ストックヤードを設置し拠点回収を行なう。

- ・ 設置場所：丸森町字鳥屋 1 2 0 丸森町役場西玄関横
- ・ 開設日程：毎月第 2 ・ 第 4 日曜日 午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分
- ・ 回収方法：(1) で定める分別並びに排出形態により排出者が直接持ち込む。

2. 収集及び運搬をしない一般廃棄物の処理

(1) 粗大ごみ（有料）

区 分	粗 大 ご み の 種 類	処理施設	排出方法
もやせる粗大ごみ	畳、布団、じゅうたん類（長さ 1 m 以下にして）、木製家具（金具をはずして）など	角田衛生センター	区分ごとに直接処理施設に搬入する（有料）又は許可業者に依頼（有料）する
もやせない粗大ごみ	木製以外の机・椅子などの金属家具、電気掃除機、扇風機、電気釜などの家電製品（家電リサイクル法対象品を除く）、ストーブ、オルガン、自転車、タイヤなど	仙南リサイクルセンター	

(2) し尿・浄化槽汚泥（有料）

区 分	搬 入 施 設	処 理 方 法
し 尿	角田衛生センター	町が許可した一般廃棄物処理業者（し尿収集運搬）に直接依頼する。
浄化槽汚泥		町が許可した一般廃棄物処理業者（浄化槽汚泥収集運搬）に直接依頼する。

(3) 動物（犬・猫等のペット類）の死体（有料）

占有者が直接行う場合は、角田衛生センターに連絡のうえ直接搬入し処理する。

(4) 臨時・多量のごみ（家庭系ごみ）

災害や引越し等で一時的に多量のごみを排出する場合、ごみ収集車による収集及び運搬が困難な場合又はごみ収集車による収集及び運搬に支障を及ぼすような場合は、次に掲げる方法により処理する。

区 分	搬 入 施 設	処 理 方 法
もやせるごみ(粗大含む)	角田衛生センター	搬入施設に連絡の上、直接搬入（有料。ただし、紙資源については無料。）する。又は、町が許可した一般廃棄物処理業者に依頼（有料）する。
資源ごみ(紙以外)	仙南リサイクルセンター	
資源ごみ(紙)	町が契約する紙問屋 又はストックヤード	
もやせないごみ(粗大含む)	仙南リサイクルセンター	

(5) 薪風呂等を使用した際に発生した焼却灰

現在、各家庭で保管している8,000ベクレル/kg以下の放射性物質を含む焼却灰については、

1 袋単位で放射能測定を行い、どこで測定したか（測定元機関名）が記載されている分析結果表を添付し、角田衛生センターに町で直接搬入し処理する。

（結果表と袋単位（検体）が同一のものと特定できるよう、結果表と袋に記号・番号等を入れる）

搬入時の袋のサイズ、素材等の指定はないが、搬入日、搬入量は、角田衛生センターの指示に従う。（他の搬入物との調整が必要となるので確認し、1日1回300kgを基本とする。）

(6) 事業活動に伴って生じるごみ（産業廃棄物を除く事業系一般廃棄物）

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任で適正に処理しなければならない。

事業者が自ら直接施設に搬入する場合は、多量ごみの区分により分別し、当該施設に連絡の上搬入する。

ただし、自ら適正に処理できない場合においては、一般廃棄物処理業許可業者に委託する等適正に処理させるものとする。

いずれの場合にあっても、事業者は町が定める分別方法を遵守し、ごみの減量化並びに資源の有効活用に努めるものとする。

(7) 不法投棄ごみ

角田警察署と協議のうえ土地等の管理者がそれぞれの処理施設へ搬入し処理する。

3. 排出者において適正に処理する一般廃棄物

(集積所や仙南広域廃棄物処理施設へ排出できない一般廃棄物)

(1) 家電リサイクル法対象5品目(有料)

特定家庭用機器再商品化法(平成12年法律第88号)に定められている廃棄物については、法令に基づき次の方法により処理する。

品 目	処 理 方 法
・テレビ ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・洗濯機 ・エアコン	1. 購入した販売店又は買い替える販売店に回収を依頼する 2. 町が許可した一般廃棄物処理業者に回収を依頼し、指定引取り場所へ搬入する 3. 家電リサイクル法に基づき所定の手続きをした後に指定引取り場所へ直接持込む

指定引取場所

1. 株式会社 安藤仁七商店 柴田町大字船岡字鍋倉1-9 電話0224-54-1517
2. 株式会社 合通仙台支店 岩沼市空港南5丁目3番2号 電話0224-23-5205

(2) 家庭用廃パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき、製造者が行なう自主回収及び再資源化の方法により回収・再資源化を行なう。なお、製造者及び再資源化義務者が存在しないパソコン(自作パソコン、輸入パソコン、倒産などで製造者が存在しなくなったパソコン等)については、有限責任中間法人パソコン3R推進センターにより回収及び再資源化(有料)を行なう。

※注:平成15年10月以前に販売されたものについては有料となる。それ以降に販売されPCリサイクルマークの貼付があるものについては、販売価格に処理料金が加算されているので無償となる。

(3) 排出禁止物

丸森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条に規定する排出禁止物については次のとおりとする。

区 分	内 容	適 用 品 目 例
感染性のあるもの	医療機関等から排出される感染性一般廃棄物	・血液等が付着したガーゼ、包帯、脱脂綿等 ・手術等に伴って発生する病理廃棄物(臓器、組織等) 等
	処分方法	排出者責任により専門業者により処理する。
有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害性・毒性の強い物質を含むもの	・昭和48年以前に製造された電子レンジ、冷暖房機等のPCB使用部品が使用されている家電製品

		・農薬、劇薬、その他毒性物質が混入されているもの ・バッテリー ・水銀体温計 等
	処分方法	購入先、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
危険性、引火性のあるもの	火薬、発煙物等の爆発性のあるものや引火性のあるもの	・火薬類(花火を含む) ・ガスボンベ(プロパン、アセチレン、酸素、水素等) ・石油類(ガソリン、灯油、軽油、エンジンオイル等) ・塗料、溶剤等 ・使い切っていないスプレー缶やライター等
	処分方法	購入先、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
動物の死体及び甚だしい悪臭のあるもの		・犬、猫等のペットの死体 ・家畜等の死体 ・その他悪臭等を発生する液体や物質等
	処分方法	専門業者等に処理を依頼する。
その他適正処理が困難なもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づく処理困難廃棄物並びに産業廃棄物等	・タイヤ(乗用車、オートバイ、自転車以外のもの) ・自動車、オートバイ等(50cc以上のもので部品を含む) ・建築廃材 ・消火器 ・ピアノ ・農業機器類等
	処分方法	購入先、販売店、専門業者等に処理を依頼する。

第5 一般廃棄物処理施設

1. 中間処理施設

施設名	処理区分	所在地
角田衛生センター 第二事業所	もやせるごみ焼却	角田市枝野字北大坊90 電話 0224-63-2140
角田衛生センター 第一事業所	し尿・浄化槽汚泥処理	角田市枝野字北大坊90 電話 0224-63-2140

仙南リサイクルセンター	資源(紙類を除く)・もやせないごみ・粗大ごみ中間処理	蔵王町大字平沢字新並124-104 電話 0224-33-2225
(株)こんの仙南営業所	紙資源中間処理	大河原町金ヶ瀬字中川原75-1 電話 0224-51-3350

2. 埋立処理施設

施設名	処理区分	所在地
仙南最終処分場	角田衛生センター焼却残渣物(焼却灰)及び仙南リサイクルセンター不燃性残渣物の埋立処分	白石市鷹巣字黒岩7-1 電話 0224-24-2131

3. 犬・猫等死体処理施設

施設名	処理区分	所在地
角田衛生センター 動物焼却場	焼却処理	角田市枝野字北大坊90 電話 0224-63-2140

4. 許可業者の一般廃棄物処理施設

処理区分	事業者名及び所在地		廃棄物の種類	計画処理量
中間処理 [破碎]	守屋木材株式会社丸森工場 伊具郡丸森町字城東150番地 電話0224-72-1401		事業系木質 一般廃棄物 〔 木くず, 剪定枝等 町内排出物に限る 〕	年間14.4t [1.2t/月]
	許可年月	平成25年3月※		
	終末処理等	木質チップ及びおが粉に加工し全量を資源化する。		

※許可年月とあるのは許可期間の始期である。

第6 一般廃棄物処理業許可方針及び許可業者

一般廃棄物処理業の許可については、別紙一般廃棄物処理業許可方針（平成19年3月7日町長決裁）によるものとする。

町が許可している一般廃棄物処理業許可業者は別紙一覧のとおり。

第7 一般廃棄物の排出抑制対策

1. マイバック持参運動及び過剰包装自粛運動の推進

町民や事業者のごみ減量に対する意識の高揚のため、町民団体や事業者団体と協力連携して、マイバック持参運動及び過剰包装自粛運動を推進する。

2. 町内一斉清掃事業

区長会・衛生組合等と協力し、町民総ぐるみで空き缶・空き瓶等不法投棄ごみの一掃に努めるとともに、環境美化意識の高揚を図りながら回収ごみの資源化に資する。

3. 環境教育事業

小学生を対象に環境問題やごみ問題についての学習を、関係課等と連携しながら、体験型を中心とした内容で実施し、環境に対する意識と活動を醸成する。

さらに、学校教育や住民の学習活動に際して、情報提供や講師派遣等を積極的に行い、環境学習活動を支援する。

また、各種団体等の要望によるごみの減量化・資源化及び再生利用に対する意識高揚のため廃棄物処理施設等の見学会を実施する。

4. 生ごみ処理機等購入費補助金交付事業

一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため生ごみ処理機等を購入しようとする者に対し、購入に要する費用の一部について補助金を交付する。

補助金額	密閉式ビニール容器	(購入金額の2分の1)	限度額	1,000円)
	コンポスト容器	(購入金額の2分の1)	限度額	2,000円)
	手動式生ごみ処理機	(購入金額の4分の1)	限度額	5,000円)
	電動式生ごみ処理機	(購入金額の4分の1)	限度額	20,000円)

5. ごみ減量化及び資源化促進のための学習会への講師派遣事業

公衆衛生組合をはじめ各種団体と連携して、ごみの減量化及び資源化促進のための学習会を随時開催し講師を派遣する。

6. スtockヤード(資源ごみ専用集積所)設置事業

資源ごみの効率的な回収と、町民の資源ごみ排出に係る利便性の向上を図るためストックヤードを設置し、紙資源を回収するとともに有効利用を促進する。

7. リサイクル推進指導者養成事業

ごみの分別徹底による可燃ごみの減量化と再資源化を促進するため、地域で分別指導や環境問題等に取り組める地域の人材を養成するため指導者養成講座を開催する。